

国立大学法人鳥取大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年8月1日(月) 13:30~15:15 鳥取大学医学部アレスコ棟2号館2階 第一会議室 (米子キャンパス)	
委員	委員長 玉井 孝幸(高等専門学校教授) 委員 山上 恵吾(銀行常務執行役員) 委員 山根 朋洋(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成27年4月1日~平成28年3月31日	
抽出案件(合計)	4件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工事(小計)	4件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

質 問	回 答
<p>議題. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について (委員長より、事前配布した審議案件(案)について、委員より特段意見がなかったため、資料イのとおりとする旨の説明の後、審議を開始した。)</p> <p>(1) (医病) 基幹・環境整備(機械設備) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加業者の少ない理由はなんですか？ ・参加資格の条件は厳しくないですか？ ・予定価格の算出は適正でしたか？ <p>(2) (医病) 基幹・環境整備(特高受変電設備更新) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札業者と他の2社との入札価格の差は何が要因ですか？ ・落札業者以外のメーカーも参加可能ですか？ ・入札価格の内訳は確認していますか？ ・予定価格はどのように算出していますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時期に地方公共団体等の工事発注が重なるため、配置技術者及び下請業者の確保ができない等の理由で入札を見合わせたとのことでした。 ・複数の等級を設定するなど、緩和しています。 ・予定価格は、公共建設工事標準単価積算基準に基づき適正に算出しております。 ・製造メーカーと非製造メーカーの違いだと思います。入札価格は、「設備機器費用」で大きな差異が見受けられました。 ・参加可能だが、今回は参加申請がありませんでした。既存機器等との関係で入札を見合わせたと思われます。 ・開札日前日までに工事内訳書を提出させ、確認しています。 ・予定価格は、公共建設工事標準単価積算基準に基づき適正に算出しており、「設備機器費用」は複数の製造メーカーから見積書を徴取し算出しております。

<p>・総合評価落札方式の場合に、「評価点」は落札業者決定にどう作用するのですか？</p> <p>(3) (米子) 研究支援棟A 自家発電設備更新工事</p> <p>・予定価格の算出は、「設備機器費用」は見積価格、労務費等は積上げて算出したのですか？</p> <p>・低入札価格の妥当性はどのように確認しているのですか？</p> <p>・応札業者2者の入札金額の差は何でしたか？</p> <p>(4) (米子) 総合研究棟 (医学系) 改修電気設備工事</p> <p>・2回目の応札は落札業者のみですか？</p> <p>・入札は何回程度行いますか？</p> <p>・見積合せは何回程度行いますか？</p> <p>・1回目で下位の応札業者が2回目に残ることはあるのですか？</p>	<p>・評価点と入札価格で「評価値」を算出し、予定価格の範囲内の価格であれば、入札価格が高くても、「評価値」の高い者が落札業者となります。</p> <p>・そうです。</p> <p>・応札業者を呼んでヒアリングを行い、応札金額に間違いがないか、安価に出来る理由に合理性があるか等を確認しております。</p> <p>・工事内訳書を確認すると、「諸経費」で差異が見受けられました。落札業者の経営努力によるところが大きいと思われます。</p> <p>・そうです。他の3者は辞退しました。</p> <p>・入札は原則2回としております。</p> <p>・回数を定めたものではありません。応札業者の協力が得られれば、予定価格に達するまで行います。</p> <p>・1回目の最低入札価格は全者が知ることができるので、最低入札価格以下の入札が可能であれば、下位の者でも2回目に残ることはあり得ます。</p>
---	--

・不随契の協議がまとまらなければ、再度公告を行うのですか？

・理由書によれば、予定価格と入札価格では、「幹線設備費」で差異がみられたとのことですが、予定価格の算出にあたり、市場単価は適正に反映されているのですか？

・例えば、LED 照明の採用など、将来的なランニングコスト等を十分に検討したうえで、事業計画を立てているのですか？

報告. 再苦情の申立て状況について
(事務局より説明)

・特になし。

・落札の見込みがなければ、工事内容等を見直して再度公告を行います。

・予定価格の算出は、公共建設工事標準単価積算基準に基づき適正に算出しております。用いる単価についても、物価資料等を基に毎月更新しており、市場単価を反映した算出方法となっております。

・イニシャルコスト、ランニングコスト等を十分に検討したうえで、事業計画を立案しております。